

令和7年度（第1回） ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業検討委員会 議事要旨

1. 開催日時 令和7年11月21日（金）14:00～16:00

2. 開催場所 JESCO 本社5階会議室及びWEB（各所）

3. 出席者

検討委員：永田委員長、酒井委員、高岡委員、益永委員、宮田委員、若松委員（以上、対面出席）、岡田委員、川本委員、東委員、松藤委員（以上、WEB出席）

オブザーバー：環境省（以上、対面出席）北九州市、愛知県、豊田市、東京都、大阪市、北海道、室蘭市、経済産業省、総務省、（公財）産業廃棄物処理事業振興財団（以上、WEB出席）

4. 議題/議事（公開）

【開会挨拶】

開会に際して、JESCO 鎌形社長より挨拶があった。

高濃度 PCB 処理の最終盤を迎えており、東京・北海道事業所の処理は10月15日、西事業エリアの北海道での処理分も8月末に登録を締め切り、年内の搬入準備を進めている。地元との約束に従い年度内の安全確実な処理事業の終了が第一のミッションである。また解体撤去の本格化とともにトラブルの発生が確認されており、引き続き反省・気を引き締めて取り組む。解体撤去マニュアルの一部についても審議を願いたい。万が一の解体撤去におけるトラブル発生時には地元の監視委員会等の関係者への速やかな報告を実施する。

【議題】

(1) JESCO による PCB 廃棄物処理事業の終了直前の状況 （資料1）

資料1

- 表4、西日本事業エリアにおける登録事業者数は、またこの段階で JESCO に登録できずに保管を続けている事業者の数はどの程度あるのか。（酒井委員）
 - 継続保管事業者については逐一の記録を行っていないため今のところ手元に集計情報はない。登録は大企業が多い傾向にある。（水信課長）
 - 定量情報は大事なもので引き続き整理してもらいたい。（酒井委員）
 - これから重要になってくる話、残ってしまった高濃度 PCB がどのくらいの数、状況なのか把握したものは記録を残しておくこと。（永田委員長）
 - 10月15日以降に発覚した高濃度 PCB については環境省から都道府県及び政令市に対して通知を出しており、地方環境事務所および都道府県の廃棄物部局に保管数および機器の状態の報告を依頼している。現在は東北事務所に3社届け出がある。（環境省）
 - 特に高濃度 PCB 機器の登録情報については、今後の出てくるものの予測につながるような分析の仕方がある。また、北海道での処理では西日本分があるので、まとめずに分けて所属がわかるような分析が必要になってくる。（永田委員長）
 - 10月には駆け込みはなかった。西日本事業エリアの8月には直前の駆け込みの連絡があった。（水信課長）

(2) 解体撤去工事における事故・トラブル等とその対応 （資料2-1、別添資料1、別添資料2、別紙1、資料2-2、別紙1、別紙2）

① 解体撤去工事における事故・トラブル等の事業部会等への速報を含めた報告ルール of 策定
資料2-1 （別紙1）

- 複数の人で被害状況の違う事故が発生した場合に対応できないのでは。（宮田委員）

- 最大のレベルを反映し、トラブルの概要欄に具体の人数を記載するのがよい。（永田委員長）
- 解体撤去工事の事故やトラブルが結構発生しているので、できるだけ早く関係者に知らせ、考えてもらいたい。（永田委員長）
- 規定の書類も重要であるが、別紙1のように簡素化して報告に活用してもらいたい。（永田委員長）

② 令和6～7年度におけるトラブル等の発生状況と対応

資料2-2

- 1ページ、解体撤去関連のトラブル発生要因を3つに整理しているが、資料4のマニュアルの改訂には反映されているか。（川本委員）
 - 反映されている。（作花審議役）
- 表1、主要因分析について北海道のトラブルがヒューマンエラーでも経年劣化でもないのであれば別の要因がある、また今後も出てくると考えるので構造的な発生要因もあったほうがいい。（高岡委員）
- 4ページ、「キガカリ」の事象は、現実にどの程度報告されているのか。（高岡委員）
 - ヒヤリハットよりも件数が多い。取り組み方法が事業所ごとに異なるが、北九州の令和5年はヒヤリハット1件でキガカリが59件、豊田はヒヤリハット1件でキガカリ19件、東京ではヒヤリハット246件でキガカリ291件、大阪ではヒヤリハット19件、キガカリ111件。事業所によってヒヤリハットとキガカリの区別が異なり名称調整されていない。図2にはヒヤリハットに相当する事案のみ計上している。（作花審議役）
 - 図2の北海道のキガカリはヒヤリハットに含めて括弧書きにした方がいいのでは。またグラフ上北九州のヒヤリハットが途中まで出てこないのはおかしい。そういった確認に加え、図中の事業所毎の色など統一してもらいたい。（永田委員長）
- 周知が重要である。研修およびセミナーの定期的開催とは現在どの程度の頻度か。（高岡委員）
 - 今年度は1回開催済、年度後半にもう1回開催予定である。（作花審議役）
- 北海道の事例は第3の要因であるとの回答だったが、主要因の整理をヒューマンエラーと経年劣化のみに集約することが適切であるかは整理が必要だ。北海道の事例は機器構造の理解、認識不足ではないか、また機器の使用条件や溶剤変更など、使用条件の変更が本質的な原因であり、もう少し要因分析を丁寧にしたほうがいい。（酒井委員）
 - 組織体制の不備以前に、装置による機器の洗浄から洗うものが変わるのだからまず実験的に行うべきであったのではないか。（永田委員長）
 - 最初には特殊な形状について注意することとしていたにも関わらず、指示書では処理物の形状および注意喚起が抜けていて、ISOレベルでは不適合に相当するヒューマンエラーを超えた事案だった。その後は指示に図を加える等の対策をしているが、当初の見積もりが甘かった。（松藤委員）
- 令和6年度豊田の漏洩事例では手順書は準備されていたのか。（永田委員長）
 - ホワイトボードに手順を記載したものを紙面で配布していたが、事前に手順書として作成していなかった。現在は事前に手順書を作成している。（石垣豊田事業所長）
 - 東京事業所では作業時の紙面の手順書がたくさん残っており、安全や情報管理はそのまま使えるが、解体撤去では新しい手順書が必要で、解体撤去に役立てるよう見直している。作業時のものも含め、全体として見直しをしてもらいたい。（永田委員長）
- 経年劣化については、処理を延長する際に、そもそも各自自治体・監視委員会からしっかり対応するよう指摘されている。作業時と同様に解体撤去も同じ姿勢で臨むべき。経年劣化の明確な状況・要因把握に努め、分析・情報共有してもらいたい。（永田委員長）
- 4月の事案について、単なるヒューマンエラーでなく、組織的な監視体制、および解体撤去物の変化に対する取り組みの認識不足があった。今年度はまず営業物の処理をきちんと進め、来年からの解体工事を計画している。工事業者の新規参入や解体物が営業物と異なるなどに

ついて、仕様書に記載はあるが本格的な解体撤去の前に JESCO、工事業者、運輸会社の三者で確認・テストを行い、熟知の上で進めたい。（渡辺北海道事業所長）

- ヒヤリハットについても、解体撤去の報告のためにきちんとした情報収集をしてもらいたい。（永田委員長）

(3) PCB 廃棄物処理施設の解体撤去の進捗状況 (資料 3)

資料 3

- 先行解体撤去工事として来年 4 月以降にも工事を実施するところが多いが、本格的な解体撤去にもう入っているとの認識で、従来とは別の解体撤去監査の対象にするのがいいと考える。（永田委員長）
 - ▶ ご認識の通りに解体撤去監査を進めたい。（足立部長）1.35
- 表 14、豊田事業所での PCB 付着状況レベルのデータ整理について、 $190\mu\text{g}/100\text{cm}^2$ と 14 万 $\mu\text{g}/100\text{cm}^2$ ではその意味が全然違うので、一つの濃度範囲だけ示すのではなく、もう少し丁寧に整理してもらいたい。4 ページにおける有価物、非 PCB 産業廃棄物、低濃度 PCB 廃棄物の 3 区分での外部の払い出しについて、付着状況の定量データあるいは含有濃度で判断されているはずであり、そのデータとの紐づけが必須で、曖昧な整理に見えないよう注意が必要である。（酒井委員）
 - ▶ 付着状況調査の結果ではレベルが相当違うところをレベルⅢで一括で扱うのか、区分でできるものはレベルを下げた状態で対応しているのかなど、濃度区分がどこで測定されたものかを含めうまく説明してもらいたい。（永田委員長）
- 解体撤去の期間は当初 7 年間で伺っていたが、その期間で収まりそうか。（永田委員長）
 - ▶ 7 年間で終了する予定で取り組んでいる。（馬場部長）
 - ▶ 北九州が先行しているので、その状況を他事業所でも参考にしてもらいながら対応していただきたい。（永田委員長）

(4) 解体撤去実施マニュアルの改訂 (資料 4、別紙 1、別紙 2、別紙 3)

資料 4

- 事業所間移動については、より手続き的に慎重にという姿勢で追記していただき、また相互の事業所の処理を妨げないという観点も要件に入れていただいた。現時点では他事業所で融通可能な状況であり、解体撤去においても事業所間移動がありうるため考え方を整理した。技術部会では今後事業所が閉鎖されていくに従ってどう対応を取るか引き続き検討をお願いした。（酒井委員）
- 封じ込め試験について、洗浄ができないようなところ出てくることが懸念されたが、封じ込めののち解体して、その後表面の除去で PCB をなくせたというのは有効な方法であり、特に建屋解体撤去には重要だ。（永田委員長）

(5) JESCO による高濃度 PCB 廃棄物の処理事業に関する報告書の作成 (資料 5、別紙 1、別紙 2)

- ① 本社の第 1 次目次案
- ② 各事業所における第 1 次標準目次案

資料 5

- 報告書目次案については、今年いっぱい締め切りに各委員より第 1 次案にご意見いただき修正を想定している。後世に参考になるような報告書としてまとめたい。また環境省の報告書との重複は当然あるであろうが、うまく調整してもらいたい。処理事業開始当初は反対派の方がいて、最後まで意見が続く中で論調が変わっていった。時代の流れや処理の進展に伴う市民の安心感が醸成されて反対の論調が変わっていくことなど参考になると思うので整理してもらいたい。ぜひご意見をお願いしたい。（永田委員長）

- 環境省と調整しつつ作業を進める。（JESCO 足立部長）

(6) その他

① 東京事業所の敷地境界における大気質ダイオキシン類の環境基準の超過とその対応：永田委員長 (資料6)

資料6

- 東京 PCB 処理事業部会のご指導の元で原因究明のためデータの整理を進めてきた。先方の会社を訪問し、その内容を説明しており、先方も施設の総点検をした上で対策を講じるなど真摯な対応をいただいている。（山本取締役）
- 東京 PCB 処理事業部会として実施した拡散計算なのか。（酒井委員）
 - そうである。（永田委員長）
- 他の事例についても拡散計算は PCB 処理事業部会が自ら対応する必要があるか。（酒井委員）
 - 東京事業所からの排出については出口濃度が敷地境界濃度より低いので拡散計算はしていない。拡散計算は影響を与えている A 施設の煙源に関するもので、我々が行った。（永田委員長）
- 過去に埼玉県で実施した焼却場排ガスの夏と秋の計測で、夏のほうが数 100 倍程高かったという記憶がある。今回夏季の計測であれば影響がある可能性がある。（宮田委員）
 - A 社の排ガスは東京事業所の敷地境界では 7,500 分の一程度の影響しかない、また DXNs 組成も異なることから、排ガスの影響ではないと考えている。（永田委員長）
- これからも一つ、低煙源で拡散計算をする必要もあり考えてみたい。（永田委員長）

5. 事務局からの連絡事項

次回の委員会の日程は委員長と相談の上、改めて連絡する。

本日の議事要旨は委員方の確認を経て、ホームページに公開する。

以上